資料　３－１

議題５　千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けた農用地の利用集積や経営管理の合理化などの農業経営基盤の強化を促進することを目的としています（基盤強化法第１条）。

この目的を達成するため、県は基本方針、市町村は県の方針に沿った方向性の基本構想を策定することとなっており、本市では、「産業として自立できる農業の確立」を推進するため、基盤強化法第６条の規定により、地域の実情を踏まえた基本構想を策定しています。

令和５年４月１日付けで、基盤強化法の一部改正が施行されたことに伴い、県基本方針が変更されました。このため、変更後の県の基本方針に沿った方向で、市の基本構想についても変更を行う必要があります。

本市の基本構想の策定に当たっては、千葉市農政推進協議会設置条例第２条第１項第２号において、審議事項となっていることから別添の原案について意見聴取をお願いするものです。

基本構想の策定体制

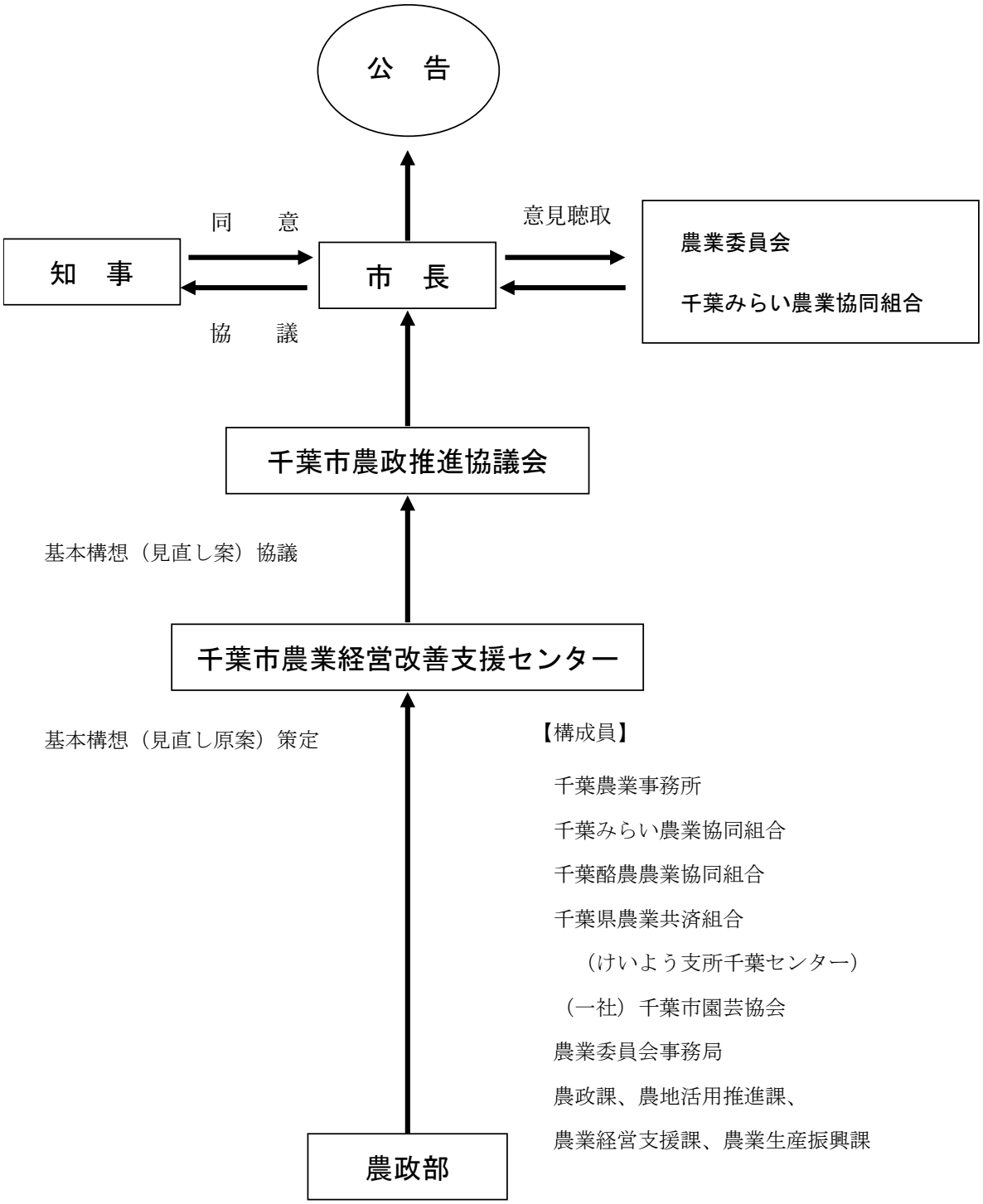
公　告
同　　意
意見聴取
知　事
市　長
農業委員会
千葉みらい農業協同組合
協　　議
千葉市農政推進協議会
基本構想（見直し案）協議
千葉市農業経営改善支援センター
基本構想（見直し原案）策定
【構成員】
千葉農業事務所
千葉みらい農業協同組合
千葉酪農農業協同組合
千葉県農業共済組合
（けいよう支所千葉センター）
（一社）千葉市園芸協会
農業委員会事務局
農政課、農地活用推進課、
農業経営支援課、農業生産振興課
農政部
基本構想（見直し素案）策定